



平成27年5月13日

各 位

会社名 協栄産業株式会社
代表者名 取締役社長 水谷廣司
(コード番号 6973 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員
市河明
(TEL 03-3481-2111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第81回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に發揮できるようするため、現行定款第25条（取締役の責任免除）及び第33条（監査役の責任免除）を、以下のとおり変更するものであります。なお、第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えて、現行定款第2条に目的事項を追加するとともに、号数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月25日（木曜日）
定款変更の効力発生日 平成27年6月25日（木曜日）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非鉄金属、金属、ゴム製品、法定船用品、化学工業薬品、火薬類、高圧ガス及びその容器の販売並びに法定船用品の整備業務 2. 電気機器、電子機器及び部品、電子計算機及び周辺端末機器、金属機械器具、金属雑貨、玩具、樹脂製品の製造及び販売 3. 前各号の製品及び部品に関する設計、保守、賃貸、工事の請負、輸出入業務並びに代理業務 4. 電子計算機による受託計算並びに電子計算機に関するソフトウェアの開発及び販売 5. プレス及びファイバー加工業並びに鍍金業 6. 特定労働者派遣業 (新 設) <u>7. 前各号に関連又は付帯する一切の業務</u> <p>(取締役の責任免除) 第25条 (省 略) (新 設)</p> <p>(監査役の責任免除) 第33条 (省 略)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(目的) 第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非鉄金属、金属、ゴム製品、法定船用品、化学工業薬品、火薬類、高圧ガス及びその容器の販売並びに法定船用品の整備業務 2. 電気機器、電子機器及び部品、電子計算機及び周辺端末機器、金属機械器具、金属雑貨、玩具、樹脂製品の製造及び販売 3. 前各号の製品及び部品に関する設計、保守、賃貸、工事の請負、輸出入業務並びに代理業務 4. 電子計算機による受託計算並びに電子計算機に関するソフトウェアの開発及び販売 5. プレス及びファイバー加工業並びに鍍金業 6. 特定労働者派遣業 <u>7. 古物売買業</u> <u>8. 前各号に関連又は付帯する一切の業務</u> <p>(取締役の責任免除) 第25条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第33条 (現行どおり)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>